

海外調査報告

米国におけるバイオエタノール政策および需給に関する動向調査

小泉 達治

平成 18 年 7 月 9 日～17 日にかけて米国におけるバイオエタノール政策および需給に関して、イリノイ州、ワシントン D.C. の政府関係機関、バイオエタノール生産者団体、バイオエタノール工場において現地調査を行った。

米国では 1970 年代後半から、エネルギー、環境問題そして余剰農産物問題への対応から、とうもろこしを主原料とした燃料用エタノールの生産およびガソリンへの混合が実施されている。特に、1990 年以降、改正大気浄化法による含酸素燃料添加の義務付け、MTBE（メチル・ターシャリー・ブチル・エーテル）からの代替等によりエタノール需要量・生産量が増加している。この燃料用エタノール需要の増加の動きは、米国とうもろこし需給および貿易動向のみならず、国際とうもろこし需給にも影響を与えるとの観点からエタノール政策動向を主に調査を行った。

まず、最近の政策動向としては、「2005 年エネルギー政策法」に基づくバイオエタノールを主とするバイオ燃料の使用量を義務付ける「再生可能燃料基準」が決定され、2012 年までに年間 75 億ガロン（約 2,840 万 KL）まで拡大することが義務付けられた。

また、最近では連邦政府とは別に、ミネソタ州、モンタナ州、ハワイ州、ミズーリー州、ワシントン州では州独自のエタノール最低使用基準を定めている。さらに、他の 8 州では、エタノールの最低使用基準を定める法案が州議会に提出されており、このエタノールの最低使用基準の設置の動向はさらに他の州に拡大していく傾向にある。

米国のエタノール需要量は「再生可能燃料

基準」の早期達成とこれに伴う更なる義務量の設定の可能性、各州のエタノール最低使用基準の設定の増加、国際原油価格の上昇等に伴い、今後も拡大していくことが見込まれる。

2006 年における米国におけるエタノール生産能力は 42 億 9,200 万ガロン（約 1,600 万 KL）であるが、既存のエタノール製造施設の拡張、新規のエタノール工場の建設が行われており、2006 年には 20 億 9,800 万ガロン（約 7,800 万 KL）の製造能力が追加されることになる。

米国農務省によると、遺伝子組み換え品種の作付け比率の増加、栽培技術の向上、大豆からとうもろこしへの作付け比率の増加に伴い、米国は今後も着実にとうもろこしの生産量および輸出量が増加していくことを予測している。しかし、この予測は平年並みの天候等を前提としているため、今後の天候動向（特に 7 月の受粉期における干ばつ）等により生産量が停滞する場合は、エタノール向け国内とうもろこし需要量増加に対応していくため、輸出量の削減を行う可能性もある。この世界最大のとうもろこし輸出国における輸出量の削減は国際とうもろこし需給にも影響を与え、国際とうもろこし価格の上昇を招く可能性があるため、十分注視が必要である。



——バイオエタノール工場（イリノイ州）——